資料２

令和３年２月２日条例第４号

朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会条例

（設置）

第１条　朝霞和光資源循環組合が新たに建設する可燃ごみ及び粗大ごみの処理施設（以下「ごみ広域処理施設」という。）の整備に関し調査研究及び検討を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、管理者の諮問に応じ、ごみ広域処理施設の整備方針等について必要な検討を行い、その結果を管理者に答申するものとする。

（組織）

第３条　委員会は、委員15人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。

（１）　識見を有する者

（２）　住民代表

（３）　前２号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から第２条に掲げる事務が終了するまでの間とする。

２　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、施設課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。